

「山口県困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画」（素案）に対し、提出された意見とそれに対する県の考え方

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	<p>ステップハウスの取組については、行政がお役所的に運営するのではなく、民間の方の知恵を借りて、支援を受けられる方の立場に立ったものにしていただきたいと思います。</p>	<p>ステップハウスの運営にあたっては、困難な問題を抱える女性に寄り添ったきめ細かな支援となるよう、豊富な知見やノウハウを持つ民間団体と協働しながら取り組みます。</p>
2	<p>民間団体との協働は、とても良い取組だと思いますが、単発で終わるものでなく、継続的に行ってほしいと思います。</p> <p>民間団体の取組は、会員の善意で成り立っており、一部の熱心な方が辞められたりした時は忽ち、立ち行かなくなることもあると思います。行政のバックアップが継続的に行われれば、若い方も安心して、民間団体の活動が可能になり、団体活動が持続可能になると思います。ぜひ、継続的に団体への支援を行ってほしいとおもいます。</p>	<p>困難な問題を抱える女性の支援活動を行っている民間団体の活動を促進するため、団体と連携・協力した事業の実施や団体に対する支援を推進します。</p> <p>また、民間団体への支援の充実については、引き続き、国に対して要望します。</p>
3	<p>困難な問題を抱える女性への支援を担うNPO等の民間団体の多くは、特に財政面や人材面で課題を抱えていると聞いています。</p> <p>このたびの計画を実行性のあるものにするためには、とりわけ民間団体の力は不可欠であることから、民間団体に対する国等による支援についても充実強化していく必要があると考えます。</p>	<p>同上</p>
4	<p>民間団体と協働して新たに取組まれる「ステップハウス事業」は、一時保護所と婦人保護施設が併設していることによる従前の課題を解消し、支援を必要とする女性の置かれている状況や様々なニーズに応じた、きめ細やかな支援を可能にするものとして、大いに期待しています。</p>	<p>一時保護の後、すぐに自立生活に移ることが難しい女性が地域で自立していけるよう、「ステップハウス事業」により、支援を必要とする女性の置かれている状況や様々なニーズに応じたきめ細かな支援を行います。</p>

5	<p>相談支援の中核施設である県男女共同参画相談センターの相談件数が年間3,000件を超え、高止まりしている状況において、困難な問題を抱える女性からの多様な相談に的確に対応できるよう、女性相談支援員等の人材の十分な確保や、資質・能力の向上にもしっかりと取り組んでいただきたいと思います。</p>	<p>県男女共同参画相談センターの女性相談支援員等の増員や心理職・精神科嘱託医の配置に取り組みます。</p> <p>また、相談業務に携わる職員を対象とした研修等を実施し、職員の専門性の向上や二次的被害の防止、個人情報保護の徹底等を図ります。</p>
6	<p>毎年度の事業成果の評価は市民に公開されるべきと考えます。事務事業評価などの公開する計画があればご教示下さい。</p>	<p>取組状況については、毎年度、山口県男女共同参画推進条例に基づき作成する男女共同参画白書において公表します。</p>
7	<p>支援活動が多岐にわたることから、事業の評価は事業全体ではなく、個別の活動に対して行い、PDCAの精度を高めるべきと考えます。</p>	<p>同上</p>
8	<p>実際に何人の自立に繋げるかなど、支援成果そのものについて目標を掲げられないでしょうか？</p> <p>支援において、計画や人員確保、研修といった支援体制の整備、支援を使いやすくするための周知、結果としての相談率向上は重要ですが、それらは支援の手段であってその達成のみが目的となることに違和感を覚えます。</p> <p>五年という相応の長さを持つ計画ですから、手段のみが整備されて肝心の支援そのものから目が逸れないよう、支援そのものを評価指標に入れてはいかがでしょうか？</p>	<p>支援は、一人ひとりの状況に応じて行っており、自立までの期間や段階は様々であることから、支援成果を目標に掲げることは適当ではないと考えています。</p>
9	<p>国の基本方針にある「自認女性」は本支援の対象でしょうか？</p>	<p>本計画は、国の基本方針の内容に即していることから、「性自認が女性であるトランスジェンダー」は対象となります。</p>
10	<p>国の基本方針にある「自認女性」以外の、「法的には男性である「性的マイノリティ」の方々は本支援の対象でしょうか？支援対象の場合は根拠等の考え方をご教示下さい。</p>	<p>本計画は、国の基本方針の内容に即していることから、対象外となります。</p>

11	<p>多様な民間団体の中には、必ずしも支援対象者への支援として連携すべきでない、あるいは連携できるかどうか不明な団体があることも考えられるため、県及び市町村は注意深く、そして広く、情報収集に努めることを望みます。</p> <p>なお、国基本方針有識者会議でも意見があったように、情報収集にあたってはヒアリング先の偏りにより誤解に基づく判断とならぬよう、広く市民から意見を聞くことを求めます。</p>	<p>民間団体との協働にあたっては、民間団体の活動実績などを慎重に確認するなど、情報収集に努めます。</p>
12	<p>厚生労働省が昨年3月24日に出した、モデル事業である若年被害女性支援における民間団体の適格性に関する通知を遵守されることを望みます。</p>	<p>事業の実施にあたっては、国通知等を遵守します。</p>
13	<p>例えば東京都での同法モデル事業(若年被害女性支援)では、住民監査請求が認容され、住民訴訟が起きるなど混乱が起き、第211国会参議院でも質疑が交わされています。このような混乱は支援対象者の為になりません。混乱が起きぬよう、情報公開をしっかり行い、透明性の高い活動となることを望みます。</p>	<p>情報公開にあたっては、山口県情報公開条例に基づいて対応します。</p>